

議案第 5 1 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規
定により、本議会の議決を求める。

平成 1 1 年 6 月 1 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 1 1 年 6 月 2 3 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条
例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和 5 7 年三朝町条例
第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の G の項中「9 4 0 円」を「9 5 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。